

部活動の在り方に関する方針
(春里中学校 部活動ガイドライン)

さいたま市立春里中学校

1 はじめに

部活動は、興味・関心のある同好の生徒が参加し、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日頃の練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感または、悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であり、春里中学校の学校教育目標を育成する大変意義深い教育活動のひとつである。本校の部活動方針は、生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指す。

2 春里中学校の活動方針

(1) 活動の意義・方針

- 本校の部活動は、さいたま市の部活動の在り方に関する方針（以下「春里中学校部活動ガイドライン」という。）に則り、学校教育の一環として、任意での加入とし、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、生徒、保護者、地域の特性、要望に応じた活動を適切に実施する。
- 本校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、校長や各部の責任者（以下「部顧問」という。）の適切な指導の下、学校教育の一環として諸活動への意欲の向上や、連帯感の滋養等、学校教育、さいたま市、春里中学校が目指す生徒の資質・能力に質するものである。
- 生徒が生涯にわたってスポーツ、文化、科学に親しみ、楽しむ基礎づくりと心身の健康の保持増進を通して豊かな人間形成を実現するための資質・能力の育成を図る。
- 生徒自らの自主的・自発的な参加による活動が行われ、学校教育の一環として、バランスのとれた心身の成長を図るための合理的でかつ計画的・効率的・効果的な活動とする。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 年間計画の策定等

- ① 顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日、参加予定大会等）並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出し、承認の上、各部保護者、生徒にその活動予定を周知する。
- ② 校長は、活動方針及び学期ごとの活動予定表を、学校のホームページへの記載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や顧問の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動が実施できるよう、適正な数の部活動、文化部を設置する。
- ② 校長は、顧問の決定にあたっては、校務全体の計画的・効率的な実施に鑑み、教職員の他

の校務分掌を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌配置となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導を行う。

4 休養の設定及び活動時間

(1) 休養日の日数は、「さいたま市の部活動に在り方に関する方針」に則り、年間をとおして、必要な休養日の総数またはそれ以上の数を設定する。

(2) 休養日の設定については、部活動ごとに設定をし、以下を基準とする。

- ① 原則週当たり2日以上休養日を設定する。

ア：休日及び週休日（土日）で1日以上設定

イ：平日（課業日）で1日以上設定

- ② 公式大会、コンクール、展覧会前は、原則週当たり1日以上休養日を設定する。

※大会前であっても、生徒の健康・安全面を考慮した活動計画とする。

- ③ 定期試験の1週間前は部活動停止期間を設ける。

- ④ 市で定める日・期間は活動を停止する。

- ⑤ 全校一斉で定める日は、活動を停止する。

- ⑥ 休養日の設定にあたっては、生徒、保護者の要望なども勘案して設定する。また、部活動を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

(2) 活動時間は、以下を基準とする。

- ① 平日（課業日）は、原則2時間程度の活動とする。

- ② 週休日・休日は、原則3時間程度の活動とする。

※練習試合、大会等は特例とし、移動時間や休憩（調整）時間は活動の時間に含めない。

時期	活動終了時刻	完全下校時刻
3月～10月市新人戦該当週の金曜日まで	17:45	18:00
市新人戦終了後～10月※県大会出場部は敗退まで上の通り	17:30	17:45
11月	17:00	17:15
12月～1月	16:45	17:00
2月	17:30	17:45

- ③ 朝練習については、7:30～8:00の活動とする。

5 望ましい指導の在り方

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長（顧問）は、部活動の実施にあたって、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- ② 校長（顧問）は、生徒の体力向上や生涯を通じてスポーツ、文化、科学等に親しみ、楽しむ

基礎を培うことができるよう、生徒並びに保護者とのコミュニケーションを十分に図り、計画的、効率的で効果が得られるよう指導を行う。

- ③ 夏場の熱中症対策として、気象庁の高温注意情報等を確認し、活動環境や運動量に注意をし、休養、水分補給を十分に行うよう指導する。

附則

本方針は、平成31年4月8日より施行する。

本方針は、令和2年4月1日より施行する。